身体障害者補助犬育成及び給付事業実施要綱

(目 的)

第1条 身体障害者補助犬育成及び給付事業(以下「事業」という。)は、身体障害者補助犬を育成し、給付することにより、身体障害者の就労等社会活動への参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

なお、本要綱で身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)とは、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に定める盲導犬、介助犬、聴導犬をいう。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、千葉県とする。

(補助犬の育成)

第3条 知事は、この事業に要する補助犬の育成及び給付については、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第4条の2第4項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う団体(以下「団体」という。)へ委託して行う。

(給付対象者)

- 第4条 この事業における給付対象者は、県内に1年以上居住する満18歳以 上の在宅の身体障害者で、次に掲げる各号に該当する者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、盲導犬の給付については視覚障害1級の手帳を所持する者、介助犬の給付については肢体不自由2級以上の手帳を所持する者、聴導犬の給付については聴覚障害2級の手帳を所持する者とする。
 - (2) 就労等社会活動への参加に効果があると認められる者。
 - (3)本人又は本人の属する世帯(ただし、当該世帯に身体障害者の扶養義務者以外の者がいるときはその者を除くものとする。)の前年分所得税額が「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領」の別表徴収基準額表に定める階層区分D18以下であること。
 - (4)補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること。
 - (5) 自己の所有にかかる家屋以外の家屋(公営住宅等は除く。)に居住する者にあっては、その家屋の所有者又は管理者の承認が得られること。

(給付条件)

- 第5条 補助犬の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の各号に 定める事項を遵守しなければならない。
 - (1)補助犬を虐待又は放置してはならないこと。
 - (2)補助犬に必要な給食は、これを欠かしてはならないこと。

- (3)補助犬を売却し、若しくは担保に供し、又はこれを第三者に貸し付けてはならないこと。
- (4)補助犬の排する糞便は、これを放置してはならないこと。
- (5)補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならないこと。
- (6) その他、補助犬の飼育及び管理について、法令等に違反してはならないこと。 (申 請)
- 第6条 補助犬の給付を希望する者(以下「給付希望者」という。)は、身体障害者補助犬給付申請書(以下「申請書」という。)(別紙様式第1号)を居住地を所轄する市福祉事務所長又は町村障害福祉主管課長を経由して知事に提出するものとする。

(調査等)

第7条 給付希望者から申請書の提出を受けた当該市福祉事務所又は町村障害 福祉主管課長は、申請書の内容を調査し、調査書(別紙様式第3号)を添えて 知事に進達するものとする。

(給付候補者の選考)

- 第8条 知事は、申請書の内容を審査又は調査し、給付候補者を選考する。
- 2 知事は前項による審査又は調査の一部を団体及び社会福祉法人千葉県身体 障害者福祉事業団(以下「福祉事業団」という。)に委託して行うことができ る。

なお、その場合において、知事は、給付希望者に対し、団体及び福祉事業団が審査等において必要とする書類の提出を求めることができるものとする。

3 知事は、第1項により給付候補者を決定したときは、身体障害者補助犬給付候補者決定通知書(別紙様式第4号)により当該市福祉事務所長又は町村障害 福祉主管課長を経由して給付希望者に通知するものとする。

(訓練)

- 第9条 給付候補者は、補助犬に関わる所定の訓練を受けなければならない。
- 2 前項の訓練は、団体等に委託して行う。

(給付の決定及び却下)

第10条 知事は、前条の訓練の結果に基づき、給付が適当と認められる者を 決定したときは、身体障害者補助犬給付決定通知書(別紙様式第5号)を当該 市福祉事務所長又は町村障害福祉主管課長を経由して給付候補者へ通知する ものとする。

ただし、盲導犬以外の補助犬の給付については、身体障害者補助犬法第15条による指定法人(以下「指定法人」という。)に申請し、補助犬として認定を受けた場合に給付候補者へ通知するものとする。

2 知事は、第8条第1項又は第9条の訓練の結果、不適当と認められた場合及び指定法人から補助犬としての認定を受けられなかった場合は、身体障害者補助犬給付却下通知書(別紙様式第6号)を当該市福祉事務所長又は町村障害福

祉主管課長を経由して給付希望者又は給付候補者へ通知するものとする。 (費用負担)

- 第11条 給付候補者は、第9条の訓練に要する旅費、食費等の経費について は、いかなる場合も全額負担しなければならない。
- 2 受給者は、補助犬の管理等に伴うすべての経費を負担しなければならない。 (賠償責任)
- 第12条 知事は、受給者が第5条の給付条件に違反したと認めたときは、受給者から本事業に要した費用の全部又はその一部を賠償させることができる ものとする。

(報告)

- 第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身体障害者補助犬受給者報告書(別紙様式第7号)により、居住地を所轄する市福祉事務所長又は町村障害福祉主管課長を経由して知事に提出しなければならない。
 - (1) 居住地又は氏名を変更したとき。
 - (2) 第4条に規定する要件を欠いたとき。
 - (3)補助犬が死亡したとき又は、老衰若しくは、不測の事故等により補助犬と しての機能を果たさなくなったとき。

(帳簿の整備等)

- 第14条 知事は、身体障害者補助犬給付台帳(別紙様式第8号)を備えるものとする。
- 2 当該市福祉事務所又は町村障害福祉主管課長は、受給者各人にかかる補助犬給付の経過及び給付後の状況等を更生指導台帳に記録するものとする。

附則

この要綱は、平成15年9月16日から適用する。

なお、本要綱中、盲導犬の育成・給付については、平成16年4月1日から適用し、盲導犬育成及び給付要綱は平成16年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成18年9月22日から施行し、改正後の身体障害者補助犬育成及び給付事業実施要綱は平成18年4月1日から適用する。

身体障害者補助犬給付申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住所 氏名

代理人の場合 対象者との続柄 電話番号

下記により身体障害者補助犬の給付を申請します。

記

申言	青す	る身	体障	害者	補助	プスの種	重類	(0で	囲む)		盲導	犬・介	·助犬	▪聴導犬
	氏			名									性別	男・女
給	生	年	月	日			年		月	日	生		年令	歳
付	住電	所 話	及 番	び 号										
希	身体	障	害者:	手帳				県	第			号	-	
望	職			業								就業	中京	忧業確定
	勤衤	务先	(予	定)										
者	月			収										
		そと <i>た</i>) 期間		てか										
住	居	の	状	況	1	自宅公団:	2 公社		住宅	3 5		∫村営 営住宅	住宅	

- ※ 1 介助犬の給付を希望する場合は介助犬給付希望調査書(申請書別添様式)を添付する こと
- ※2 住居が民営住宅の場合は、身体障害者補助犬飼育同意書(別紙様式第3号)を添付すること。

介助犬給付希望調査書

氏	名							
生年月日及び	 		年	 月	日生	(歳)	
住	所							
障害の状況	身体障害	者手帳の番		県第		号	(級)
	号・等級	・交付年月日		(年	月	日交付)	
	身体障害	者手帳に記載						
	されてい	る障害名						
	障害の原	因となった疾						
	病・傷害:	名						
	(可能な	場合はご記入						
	をお願い	します)						
就労状況			1	就労中	(勤務	先:)
(該当する項目	番号を〇	で囲んでくだ	2	就労予	定			
さい。)			3	未就労				
介助犬に期待す								
由(具体的に記え	入をお願い	します)						
例:物の拾い上に								
特定の物を	手元に持っ	てくる						
ドアの開閉	- <i>I</i>							
スイッチの技								
起立・体位変		切						
車椅子への和した								
歩行介助と								
階段昇降の含								
車椅子の牽引								
衣服や靴等の								
緊急時の連約	分十块唯 体							

※1 介助犬給付希望者の方は本様式もご記入をお願いします。 (給付の参考としますので、可能な箇所についてご記入をお願いします。)

身体障害者補助犬飼育同意書

╆	
7	
-	

千葉県知事

様

家屋の所有者又は管理者 住所 氏名

印

身体障害者補助犬の飼育について、同意します。

記

家屋借受人	
家屋所在地	
期間	
備考	

注)個人の場合、氏名欄を自署すれば、押印を省略することができる。

調査書

申請	青する	身体	本障	害者	皆補	助ナ	この私	重羧	į (C)で[囲む)	盲	導力	÷ •	介」	助	犬·	聴	導之	犬
	氏					名												性另	IJ	男·	女
給	生	年		月		田				年		F.]		日	生		年名	<u> </u>		歳
付	住					所															
希	身体障害者手帳							県	第				- 1	号(等	級)
11)	職					業								就業				中 就業確況			
望	勤	务 先	(予	定)															
者	月					収															
П	県民となってからの期間																				
住	居	σ	D	状	ì	兄	1 4		宅 :団 2	2 公社1		営任	主宅		3 5	-	_	·村 ii '住 ^s		宅	
丰	氏			名		続	柄		聙	į		業		前	年	分	σ.)所	得	税	額
世帯員の						世春	<u></u>														円
貝の																					円田
状況																					<u>円</u>
<i>1)</i> L		合	計																		円
合計 円 本人の状況、給付の必要性 等についての身体障害者 福祉司(身体障害者福祉司が置かれていない市町村にあっては社会福祉主事) の意見																					

上記のとおり調査しました。

年 月 日

市福祉事務所長 町村 課長 印

身体障害者補助犬給付候補者決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

千葉県知事 印

あなたを身体障害者補助犬給付候補者として決定したので通知します。

身体障害者補助犬給付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

千葉県知事

印

平成 年 月 日付けで申請のあった身体障害者補助犬を下記のとおり給付することに決定したので通知します。

記

	Ī	身体	障害	者補助犬の種類(盲導犬	犬	
身体	犬		名		給付番号	
身体障害者補助犬	犬		種		生年月日	
助犬	性		別	おす ・ めす	毛 色	
	恛		ゅ	c m	特徵	
給	付与	₹ 月	田			
給	付	方	法			
引	渡	方	法			
給	付	条	件	1 要綱第5条による事 2 要綱第13条による ること。		けること。 じたときは、必ず報告す

身体障害者補助犬給付却下通知書

第 号

年 月 日

様

千葉県知事

印

平成 年 月 日付けで申請のありました身体障害者補助犬の給付について、下記の理由により給付することができませんので通知します。

記

身体障害者補助犬受給者報告書

年 月 日

千葉県知事

様

受給者 住所

氏名

このことについて、下記の事由が生じたので報告します。

記

1 報告の事由

2 変更の場合は内容を記入する。

身体障害者補助犬給付台帳

	身体障害者補助犬の種類(盲導犬等の別)																J	÷	
給	付 番	号								給	付年	F月日			年		月		日
	п	- A										性	別		男			女	
	氏	名										Пфh	ᄮ						
本	生年月	∃ 日					年		月	E	生	職	業						
	/ >	<u>-</u> r																	
	住 	所																	
	電話者	≨号																	
人	身体障害		番号								県 第			号					
	者手	帳	障	害	名														
	住	宅																	
身	犬	名									犬	種							
障害	生年月					年		月		田	性	別		おす	-		&.	す	
身体障害者補助犬	毛	色									高	ż							
犬	特	徴																	
備			•																
_ 																			
考																			